

日本語学習支援事業運営委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 外国籍県民等の自立を支援するとともに、日本語能力の向上を図るため、外国籍県民と地域社会の架け橋となるバイリンガル人材を育成する日本語学習支援事業を実施することとし、その内容を検討するため、日本語学習支援事業運営委員会を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について調査、検討する。

- (1) バイリンガル日本語指導者育成講座の実施方法
- (2) 外国人コミュニティのための日本語教室の内容及び実施方法
- (3) H26年度バイリンガル日本語指導者及び地域の日本語学習支援ボランティアのスキルアップ研修の内容及び実施方法
- (4) 多文化共生シンポジウムの内容及び実施方法
- (5) 日本語学習支援事業の効果の検証及び課題整理
- (5) その他、地域における日本語教育の推進について

(構成)

第3条 委員会は別表に掲げる委員8名で構成する。

- 2 委員会に委員長を置き、県国際課長とする。
- 3 委員の任期は平成28年3月20日までとする。

(運営)

第4条 委員会は委員長が招集し、委員会の運営を主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の事務は、長野県県民文化部国際課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この要綱は平成27年4月13日から施行する。